

事例 1

貨物自動車からの荷降ろし作業中の死亡災害で書類送検

三田労働基準監督署は、業務請負事業者の現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 10 月 26 日に、港区内の民間ビル地下駐車場において、貨物自動車からの荷降ろし作業中、ラックに入ったベニヤ板（約百枚 約 1 トン）に激突され死亡する災害が発生した。

捜査の結果、貨物自動車から 100 キログラム以上の荷を降ろす作業では、作業指揮者を定めなければならなかったのに、作業指揮者を定めていなかったことが判明した。

事例 2

墜落死亡災害で書類送検

足立労働基準監督署は、木造住宅建築工事業者及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 10 月 18 日に、足立区内の木造住宅改修工事において、労働者が足場の二段目（地上からの高さ約 4.6 メートル）から地上へ降りる途中、墜落し死亡する労働災害が発生した。

捜査の結果、高さ 1.5 メートルを超える箇所で作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けていなかったことが判明した。

事例 3

解体工事現場の墜落死亡災害で書類送検

池袋労働基準監督署は、解体工事業者及び代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 3 月 14 日に、豊島区内の木造住宅の解体工事現場において、建物の周囲に飛散防止用シートを張るために単管パイプを格子状に組み立てる作業中、単管パイプから地面に墜落し死亡する災害が発生した。

捜査の結果、安全带を使用させる等の墜落防止措置を講じていなかったことが判明した。

事例 4

賃金不払及び労働条件の不明示で書類送検

中央労働基準監督署は、不動産会社及び代表取締役を労働基準法及び最低賃金法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 5 月、労働者 A を雇い入れた際に労働条件の内容を記載した書面を交付せず、さらに、労働者 A の 34 日分の時間外労働に対する割増賃金等合計約 2 万 2 千円を所定支払日に支払わなかったもの。

また、労働者 B に対し、平成 23 年 3 月分賃金 14 万円のうち、所定支払日に約 7 万 3 千円を支払ったのみで残りを支払わず、東京都最低賃金額（当時 1 時間あたり 821 円）以上の賃金を支払わなかったもの。

事例 1

看板設置作業中の墜落死亡災害で書類送検

亀戸労働基準監督署は、看板取付工事等を行う会社と作業を直接指示したリーダーを労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 8 月 16 日に、東京都江東区内の店舗袖看板のパネル取替工事において、労働者にはしご上でパネル交換作業を行わせていたところ、当該労働者がはしごから 3.24 メートル下の路上に墜落し、同日に死亡したものの。

事例 1

ドラグ・ショベルを用いた荷のつり上げ作業中の死亡災害で書類送検

中央労働基準監督署は、土木工事業者と同社現場代理人を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 10 月 1 日に、東京都青ヶ島村の土木工事現場において、ドラグ・ショベルを用いた荷のつり上げ作業中、荷台上でつり荷のフック掛け作業を行っていた労働者がつり上げた荷（1t の砂利袋）とダンプ運転者背面との間に挟まれ、その後死亡する災害が発生した。

捜査の結果、つり上げた荷との接触により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない措置を講じていなかったことが判明した。

事例 2

工事現場の労災かくしで施工業者を書類送検

向島労働基準監督署は、建設工事を行う会社及びその代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 7 月 21 日に、東京都墨田区内の民間ビル改修工事現場において、ディスクグラインダーを持って建物構築部材の金属棒を切断する作業中、ディスクグラインダーを取り落とし、これが本人の右太ももにあたり裂傷を負い、2 週間休業する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、休業日数が 4 日以上の労働災害については、所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告書」を遅滞なく提出することが義務づけられているが、当該休業災害について、向島労働基準監督署長に対して「労働者死傷病報告書」を提出しなかったものである。

事例 1

墜落死亡災害で書類送検

三鷹労働基準監督署は、建設工事現場で発生した墜落死亡災害について、元請業者及び下請業者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 2 月 11 日に、東京都三鷹市の建設工事現場において、A 社の下請業者である B 社の労働者が、地上から建設工事中の地下室内に墜落し頭部受傷により死亡する災害が発生した。

捜査の結果、当該作業箇所は、深さ 2.7 メートルの地下室の入口であり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、

- (1)当該建設工事の元請 A 社は、下請の労働者に対する墜落防止措置として、手すり等を設けていなかったこと
- (2)下請業者 B は、自らが雇用する労働者に対する墜落防止措置として、手すり等を設けていなかったこと

が判明した。

事例 2

ビル新築工事現場の労災かくして施工業者と営業所長等を書類送検

渋谷労働基準監督署は、労働災害を発生させた建設業者と当該会社に工事を発注した業者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 11 月 7 日に、東京都渋谷区内の民間ビル新築建築工事現場において、高さ 1.5 メートルの足場上で天井設置工事に従事していた労働者が転倒して、加療 4 週間を要する左背部打撲の負傷により 2 週間以上休業する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、休業日数が 4 日以上労働災害については、所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告書」を遅滞なく提出することが義務づけられているが、当該労働災害を発生させた建設業者と当該会社に工事を発注した業者は、労働災害を隠蔽するため当該労働者死傷病報告書の提出を故意に行わなかった。

事例 1

労 災 か く し で 書 類 送 検

中央労働基準監督署は、三次下請事業者と同社業務責任者らを労働安全衛生法違反容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 22 年 8 月 4 日に、東京都中央区のビル解体工事現場において、解体作業を行う三次下請事業者の労働者が仕切り壁の解体作業中、約 15 か月の休業を要する労働災害が発生した。

捜査の結果、三次下請事業者の業務責任者 A は、二次下請事業者の代表取締役 B、二次下請事業者の現場代理人 C 及び一次下請事業者の現場代理人 D と共謀の上、同現場を管轄する中央労働基準監督署に対し、この事故に関して労働者死傷病報告書を提出しなかったことが判明した。

事例 2

つ り 荷 落 下 に よ る 死 亡 災 害 で 書 類 送 検

八王子労働基準監督署町田支署は、石工事業者及び代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 7 月 5 日に、東京都町田市の墓石工事現場において、つり上げ荷重 1 トン以上の移動式クレーンを使用し墓石材（重量約 180 キログラム）荷降ろし作業を行っていたところ、ロープから外れた墓石材の下敷きとなり死亡するという労災事故が発生した。

捜査の結果、つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務には玉掛けの資格を有する者でなければ就かせてはならないのに、無資格者を当該業務に就かせていたことが判明した。

事例 3

派遣労働者の墜落死亡災害で書類送検

江戸川労働基準監督署は、防水工事施工業者とその元請業者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁の書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 5 月 23 日に、東京都江戸川区の既設マンションの屋上防水工事において、作業中の派遣労働者が同屋上床の端から地面まで約 9.9 メートル墜落し死亡する災害が発生した。

捜査の結果、防水施工業者の現場職長は、同屋上床に防水シートを貼る作業を、同社の労働者と派遣労働者の 2 名に行わせるにあたり、同屋上の端に手すり等を設けず、また、元請業者の代表取締役は、下請の労働者に対する墜落防止措置として同屋上の端に手すり等を設けていなかったことが判明した。

事例 4

チェーンに巻き込まれた災害で書類送検

品川労働基準監督署は、解体工事業者及び現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 2 月 8 日に、東京都品川区内の解体工事現場において、コンクリートガラリサイクル機のチェーン部分への注油作業中、歯車部分に腕を巻き込まれる労働災害が発生した。

捜査の結果、同機械の運転を停止させる等の措置を講じていなかったことが判明した。

事例 5

時間外労働割増賃金不払で書類送検

立川労働基準監督署は、リネンサプライ業者及び代表取締役を労働基準法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

リネンサプライ業を営む A 社は、平成 23 年 6 月 16 日から同年 7 月 15 日までの間、労働者 9 名に対し、同年 7 月 16 日から同年 8 月 15 日までの間、労働者 7 名に対し、法定の労働時間を延長して労働させたにもかかわらず、通常の労働時間の賃金の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金、合計 298 万円を支払わなかったもの。

平成 23 年 10 月、立川労働基準監督署では、同社に対して臨検監督を実施し、残業代の支払について文書で是正を勧告したところ、同社代表取締役は「再計算のうえ支払った。」旨の是正報告書を立川労働基準監督署に提出したが、立川労働基準監督署が確認したところ、同社は残業代をまったく支払っておらず、虚偽の是正報告を行ったことが判明した。

事例 6

違法な時間外労働で書類送検

向島労働基準監督署は、運送会社及び同社の運行管理者を労働基準法違反容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

運送会社の運行管理者 A は、トラック運転者の労働時間等の管理を行うものであるが、平成 22 年 12 月 29 日から同年 12 月 31 日までの間、トラック運転者に対し、時間外労働に関する協定（36 協定）で定める 1 か月の最大拘束時間（293 時間）を超えて、1 日について最短で 3 時間 35 分、最長で 5 時間 15 分の時間外労働を行わせたもの。

労 災 か く し で 建 設 業 者 を 書 類 送 検

上野労働基準監督署は、建設工事を行う会社及びその代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 22 年 6 月 7 日に、東京都台東区内の 2 階建てビル新築工事現場において、現場出入りに設置されていたパネルゲートの解体作業に従事していた労働者の左足に鉄製の梁材（重さ 80 キログラム）が約 1 メートルの高さから落下し、左足を負傷し、加療 64 日を要する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、休業日数が 4 日以上労働災害については、所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告書」を遅滞なく提出することが義務づけられているが、元請から無災害工事による高評価を得るために、「労働者死傷病報告書」を上野労働基準監督署長に対して提出しなかった。

平成 24 年 11 月の送検事例

事例 1

労 災 か く し で 書 類 送 検

大田労働基準監督署は、解体工事業者及び代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 5 月 23 日に、東京都大田区山王のビル解体工事現場において、墜落により足を骨折するという労災事故が発生した。

捜査の結果、事故の発生を隠蔽するため、大田労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出していなかったことが判明した。

事例 2

新 築 ビ ル 工 事 現 場 の 感 電 死 亡 災 害 で 書 類 送 検

三田労働基準監督署は、電気工事業者及び現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 9 月 12 日に、東京都港区内の商業ビル新築工事において、天井への非常用照明器具の取り付け作業中、感電により死亡する災害が発生した。

捜査の結果、ゴム手袋などの感電防止保護具を着用させていなかったことが判明した。

平成 24 年 12 月の送検事例

事例 1

死傷病報告の虚偽報告で書類送検

東京労働局は、建設業者及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 22 年 2 月 3 日に、東京都文京区内の民間ビル新築工事において、植栽用ピット内に入ろうとした下請事業者の労働者が、じん帯を損傷し、休業 4 日以上を要する労働災害が発生した。

捜査の結果、下請事業者の代表取締役は、上記工事現場で発生した労働災害について、「自社の資材置場で負傷した。」旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労働基準監督署長に提出したことが判明した。

事例 1

防水工事現場の墜落災害で元請と防水工事業者を書類送検

江戸川労働基準監督署は、屋上防水工事において発生した墜落死亡災害について、施工業者 2 社を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 4 月 25 日に、東京都江戸川区内の 3 階建て住宅の屋上防水工事において、下請け業者の労働者が、荷揚げ用として設置された設備から地上に墜落し死亡するという労災事故が発生した。

捜査の結果、屋上の防水作業を行わせるに当たり、地上から高さ 9.8 メートルあったにもかかわらず、

(1)元請業者は、下請業者の労働者が安全に昇降するための設備を設けず、また、屋上に墜落防止設備を設けなかったこと

(2)下請業者は、労働者が安全に昇降するための設備等を設けず、また、屋上に墜落防止設備を設けなかったこと

が判明したことから、それぞれの違反について送検したものである。

事例 2

樹木選定作業中の墜落死亡事故で造園会社を書類送検

立川労働基準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で、造園会社及び同会社代表取締役を、東京地方検察庁立川支部へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 9 月 18 日に、東京都武蔵村山市内の樹木剪定工事で、脚立上で樹木剪定作業を行っていた労働者が、脚立の高さ約 3 メートルの位置から道路上へ墜落し、翌日、搬送元の病院で死亡した。

労働安全衛生法は、事業者に対し、高さが 2 メートルを超え、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所で行わせる場合、作業床を設ける措置を講じることを義務づけているが、当該作業においては、高所作業車を使用する等の方法により作業床を設けることが容易であったのに、これらの墜落防止措置を講じていなかったものである。

事例 3

墜落死亡災害で工事業者らを書類送検

渋谷労働基準監督署は、ビルの屋上防水工事現場において発生した墜落死亡災害について、施工業者 2 社を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 8 月 22 日に、東京都渋谷区内の 4 階建てビルの防水工事現場において、屋上で墨出し作業に従事していた下請の労働者が、屋上から地上に墜落して死亡するよう災害が発生した。

捜査の結果、

- (1)元請業者は、作業場所の屋上が、地上から高さが約 16 メートルあり、高さ 40 センチメートル程のパラペット（屋上の外周に取付けられている壁）で囲われていただけの場所であって、墜落により下請の労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、墜落防止措置としての手すりを設けずに作業を行わせ、
- (2)被災者の所属する下請業者の職長は、同所で、被災者に墜落の危険があったにもかかわらず、手すりを設置することなく墨出し作業を行わせたことが判明したものである。

事例 4

製造工場でローラーに巻込まれ重傷災害 - 現場管理者等を労働安全衛生法違反容疑で書類送検 -

王子労働基準監督署は、製造業者と同社の現場管理者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 4 月 4 日に、東京都北区内の工場で、労働者 B が製品に圧力をかけて歪みを直す機械の製品投入のローラー部分の清掃作業中、同ローラーに左手を巻込まれて重傷を負う災害が発生した。

捜査の結果、回転するローラー部分に身体の一部が挟まれるなどして労働者に危険を及ぼすおそれがある場合には、機械を停止するか、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じなければならないのに、同措置をせず労働者 B に作業を行わせていたことが判明した。

事例 1

資源ごみ回収作業中に貨物自動車の荷台から 墜落・死亡した災害で回収業者と関係者を書類送検

中央労働基準監督署は、中央区内の資源ごみ回収作業において発生した労働災害について、回収業者と代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 10 月 24 日に、東京都中央区内の路上で、貨物自動車の荷台に労働者を乗せて資源ごみ回収作業を行っていたところ、この労働者が荷台から墜落し、死亡する災害が発生した。

捜査の結果、荷台にあおりのある貨物自動車の荷台に労働者を乗車させて走行させる場合において、荷台に乗車させる労働者に、あおりを確実に閉じさせなければならなかったのにこれを行わず、荷台の後部のあおりを開けた状態で走行させたことが判明した。

事例 2

労働者が下水道工事中に土砂崩壊により死亡した災害で書類送検

青梅労働基準監督署は、下水道工事会社と同代表取締役を、労働安全衛生法違反容疑で、東京地方検察庁立川支部へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 2 月 23 日に、東京都青梅市内の下水道工事現場において、深さ 3 メートルの掘削溝内で作業をしていた労働者が、土砂崩壊により死亡するという労働災害が発生した。

捜査の結果、地山の崩壊の危険があつたにもかかわらず、土止め支保工を設ける等の危険防止措置を講じていなかったことが判明した。

(土止め支保工：地下を掘削する場合に周辺地盤の崩壊を防止するため、土圧・水圧を受ける壁やこれを支える部材で構成される仮設物)

事例 3

昇降中の墜落災害で施工業者 2 社を書類送検

新宿労働基準監督署は、工事施工業者と同代表取締役、また、元請である共同企業体の代表会社及び同現場所長を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 7 月 31 日に、共同企業体が施工する東京都新宿区内の建設工事現場において、直径 1.6 メートル、長さ 5.1 メートルの金属製の円筒内に鉄筋で組み立てた基礎杭部分に生コンクリートを打設した後、杭の頭部で作業中、工事施工業者の労働者 A が円筒内部に取り付けた梯子を昇降中に墜落し、鉄筋の一部が体に突き刺さり重傷を負う労働災害が発生した。

捜査の結果、深さが 1.5 メートルをこえる箇所で作業を行うときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならないにもかかわらず、

- (1) 工事施工業者は、自らが雇用する労働者に対する危険防止措置として、当該安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと
- (2) 工事の注文者である共同企業体の代表会社は、下請の労働者に対する危険防止措置として、当該安全に昇降するための設備等を設けていなかったことが判明した。

事例 4

土砂崩壊による死亡災害で労働者派遣法を適用し元請工事業者を書類送検

八王子労働基準監督署は、元請工事業者及び同社の現場代理人を、労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 3 月 12 日に、東京都稲城市内の土木工事現場において、一次下請負人の労働者 A が掘削溝の中に入りスコップで床付け作業を行っていたところ、掘削溝の北東の端近くの法面が突然大きく崩れ、A が生き埋めとなり死亡するという労災事故が発生した。

捜査の結果、掘削溝の中で作業を行わせるに際し、地山の崩壊等により危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、元請工事業者の現場代理人 B は、土止め支保工を設ける等当該危険を防止するための措置を講じていないことが判明した。

また、高さ 2 メートル以上の地山を掘削する際は、地山の掘削作業主任者に、作業を直接指揮させなくてはならないにもかかわらず、災害発生時は地山の掘削作業主任者は不

在であった。

事例 5

労災かくしで設備工事業者を書類送検 - 所轄外の労働基準監督署長へ虚偽報告 -

王子労働基準監督署は、機械設備の撤去を行った業者と同代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 22 年 4 月 27 日に、東京都北区内の製造工場内において、機械設備の配管撤去、取付工事を行っていたところ、労働者 A が機械設備から墜落し、骨盤を骨折する労働災害が発生した。

同社の代表取締役は、平成 22 年 6 月、「同社の作業場で負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告書を同社の本社を管轄する川口労働基準監督署長に提出した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書の提出を義務づけているが、捜査の結果、製造工場内の工事現場で発生した労働災害を隠ぺいするため、工事現場を所轄する王子労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出せず、虚偽の労働者死傷病報告書を川口労働基準監督署長に提出した。

事例 6

コンクリート打設中に型枠支保工が倒壊、4 名が重軽傷を負った事故で書類送検 - 元請 J V , 下請施工業者とも -

三田労働基準監督署は、工事施工業者及び同代表取締役 A と同社所属で事故発生当日の作業主任者 B を共犯で、また、元請である共同企業体 (J V) の代表会社及び同社の現場所長らを労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 8 月 12 日に、東京都港区内のビル改築工事において、8 階天井部分のコンクリート打設作業中、コンクリートの型枠を支えるパイプサポート等が倒壊し、4 名が負傷する事故が発生した。

捜査の結果、型枠支保工に用いる支柱の高さが 3.5 メートルを超える場合は高さ 2 メートル以内ごとに 2 方向に水平つなぎを設ける等の措置を講じなければいけなかったにもかかわらず、

- (1) 工事施工業者は、自らが雇用する労働者に対する危険防止措置として、当該水平つなぎ等を設けていなかったこと
- (2) 工事の注文者である共同企業体（JV）の代表者会社は、下請の労働者に対する危険防止措置として、当該水平つなぎ等を設けていなかったことが判明した。

事例 7

労 災 か く し で 書 類 送 検 - 発 注 企 業 の 代 表 取 締 役 ら を 共 犯 で -

東京労働局は、工事施工業者及び同代表取締役並びに同社へ工事を発注した発注企業の代表取締役らを労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 1 月 17 日に、東京都文京区内の建設工事現場において、型枠の解体作業中、工事施工業者の労働者 C が顔面を負傷する労働災害が発生した。

工事施工業者の代表取締役から労働者死傷病報告書の提出について依頼を受けた発注企業の代表取締役 A 及び取締役 B は、「労働者 C が資材置場（埼玉県所沢市）で負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告書を工事施工業者の本社を管轄する池袋労働基準監督署長に提出した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書の提出を義務づけているが、捜査の結果、上記 3 名は、共謀の上、工事施工業者の労働者 C に係る労働災害について、遅滞なく、建設工事現場を所轄する中央労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなかった。